

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次

- ◇規則 鳥取県福祉生奨学金貸与規則の一部改正
鳥取県二級建築士免許及び受験手数料規則の一部改正
- ◇告示 建築基準法に基づく区域の指定
道路の位置指定
- ◇選管告示 地方自治法に基づく選挙権を有する者の五十分の一の数等
- ◇敘任及び辞令 藤井政雄外

規則

鳥取県福祉生奨学金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年五月六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第二十七号

鳥取県福祉生奨学金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県福祉生奨学金貸与規則（昭和二十七年六月鳥取県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の但書を加える。

但し、母子福祉資金の貸付等に関する法律（昭和二十七年法律第三百五十号）第二条に規定する「配偶者のない女子」の子弟を除く。

附 則

この規則は、公布の日から施行し昭和二十八年四月一日から適用する。

鳥取県二級建築士免許及び受験手数料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年五月六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第二十八号

鳥取県二級建築士免許及び受験手数料

規則の一部を改正する規則
 鳥取県二級建築士免許及び受験手数料規則（昭和二十五年十月鳥取県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。
 第三条中「五百円」を「六百円」に改める。

告示

鳥取県告示第二百一十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二十二條の規定に基づく区域を昭和二十八年四月十五日次のように指定した。

昭和二十八年五月六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取市のうち一部

その区域を表示した図面は鳥取県庁土木部建築課及び鳥取市役所において縦覧に供する。

鳥取県告示第二百一十号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第八条の規定により次のとおり道路の位置を指定した。

昭和二十八年五月六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一 申請人の住所氏名 鳥取市東品治町五七 徳田訓三
- 一 指定場所 鳥取市東品治町一二一番ノ四、一二二番ノ一、一二三番、一二六番ノ一、一二六番ノ六、一二五番ノ一
- 一 道路の延長 五〇メートル
- 一 道路の中員 四メートル
- 一 図面 省略

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三三三号

地方自治法第七十四条第四項及びこれを準用する規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は次のとおりである。

昭和二十八年五月六日		鳥取県選挙管理委員会委員長 上根政幸	
鳥取県において選挙権を有する者の総数の	五十分の一の数	六、九一七	岩美郡
	三分の一の数	一一五、二七一	八頭郡
鳥取市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一一、六九八	一一、〇四六	気高郡
	一一、九三二	二七、〇二七	東伯郡
米子市		一一、七一一	西伯郡
		八、四五三	日野郡

叙任及び辞令

部長及び次長級の部

新

現

職

名

氏

名

民生部長	岩美地方事務所長	事務吏員	藤井政雄
東部地方事務所長	兼気高地方事務所長		
中部	地方課長		
西部	東伯地方事務所長	上根政幸	
	兼日野地方事務所長	各務武雄	

東部地方事務所次長	八頭地方事務所長	西部	東部地方事務所次長	八頭地方事務所長	西部
課長級の部	東伯	西伯	東伯	西伯	西伯
東部地方事務所次長	八頭地方事務所長	西部	東部地方事務所次長	八頭地方事務所長	西部
課長級の部	東伯	西伯	東伯	西伯	西伯

新

現

職

名

氏

名

總務課長	總務課長	事務吏員	總務部長事務取扱
地方課長	總務課長	事務吏員	村田敬次郎
河港課長	岩美地方事務所總務課長	事務吏員	土木部長事務取扱
東部地方事務所總務課長	岩美地方事務所總務課長	事務吏員	竹内正雄
民生課長	八頭地方事務所經濟課長	事務吏員	尾嶋繁顯
經濟課長	岩美地方事務所財務課長	事務吏員	田中辰雄
山林課長	氣高地方事務所總務課長	事務吏員	森岡愛吉
農地課長	兼福社課長	事務吏員	坂口福藏
中部地方事務所總務課長	八頭地方事務所總務課長	事務吏員	中本建治
民生課長	兼福社課長	事務吏員	福田清
經濟課長	東伯地方事務所福祉課長	事務吏員	山根保

中部地方事務所山林課長	東伯地方事務所經濟課長	技術吏員	小林光雄
農地課長	東伯地方事務所	事務吏員	伊藤富雄
西部地方事務所總務課長	西伯地方事務所總務課長	事務吏員	船木万壽雄
民生課長	兼福社課長	事務吏員	窪田嘉彰
經濟課長	兼福社課長	事務吏員	山本春信
山林課長	林務課林業指導係長	事務吏員	田中春繁
農地課長	日野地方事務所經濟課長	事務吏員	手嶋孝道
涉外課長	西伯地方事務所涉外課長	事務吏員	西尾邦太郎
日野支所長	日野地方事務所總務課長	事務吏員	中島榮
兼福社課長	兼福社課長	事務吏員	沖江龜治
東部地方事務所總務課長	鳥取地方事務所總務課長	事務吏員	岸田辰治
總務課長	東伯地方事務所總務課長	事務吏員	山根誠四郎
課稅課長	氣高地方事務所財務課長	事務吏員	小倉俊男
中部地方事務所總務課長	岩美地方事務所經濟課長	事務吏員	平野勘一郎
總務課長	鳥取地方事務所	事務吏員	坂田董九郎
課稅課長	東伯地方事務所財務課長	事務吏員	增井庄市
西部地方事務所總務課長	米子地方事務所	事務吏員	妹尾善夫
總務課長	米子地方事務所	事務吏員	三好義治
課稅課長	日野地方事務所財務課長	事務吏員	

管理課	(昇任) 鳥取保健所事務吏員	加藤 一郎
道路課	(昇任) 管理課	中林 正道
道	郡家土木出張所 技術吏員	村中 拾一郎
(昇任)	鳥取土木出張所	塩 滝藏
河港課	企業課 事務吏員	岸本 靖
砂防課	砂防課兼幡郷県營發電所	金地 獅美
砂防	幡郷県營發電所	和夫
建築課	農政課	大谷 貞義
東部地方事務所	中央兒童相談所	山田 久壽男
(昇任)	農政課	西村 直幸
農政課	東部地方事務所	尾崎 增治
農地課兼岩美地方事務所	技術吏員	村上 瞭一
中部地方事務所	倉吉保健所事務吏員	河崎 正人
倉吉保健所	農政課	池三津 利裕
農政課	農政課	松浦 勝重
農政課	農政課	小谷 壽雄
農政課	農政課	加藤 政美
農政課	農政課	秋藤 栄
農政課	農政課	富本 賢
農政課	農政課	清水 幹夫
農政課	農政課	田中 義人
農政課	農政課	寺岡 平二
農政課	農政課	近藤 貞実
農政課	農政課	新田 剛
農政課	農政課	山本 博
農政課	農政課	西尾 政雄
農政課	農政課	有田 国雄
農政課	農政課	麻尾 茂
農政課	農政課	山本 昇次
農政課	農政課	山本 昇次

氣高地方事務所	田中 康彦
統計課	滝本 為藏
八頭地方事務所	北村 雅春
西伯地方事務所	壽岡 勇
林務課	桑田 興
林務課	山本 照夫
西伯地方事務所	沢 徳次郎
西伯地方事務所	湯口 保枝
東部地方事務所	橋井 眞実
東部地方事務所	福田 正夫
(昇任)	事務吏員 池田 幸人
(昇任)	事務吏員 安藤 義治
(昇任)	技術吏員 西村 勳
米子県稅事務所	浜田 美之
東部地方事務所	淀瀬 順三
根雨保健所	吾郷 匡明
八頭地方事務所	岡本 賢一
水産試験場	大谷 義信
東部地方事務所	河上 正信
農業改良課	猪口 憲一
農業改良課	二宮 義之
東部地方事務所	箕原 影明
厚生課	田山 喜久雄
西伯地方事務所	加藤 壽明
(昇任)	花岡 叶
(昇任)	赤井 武郎
(昇任)	長岡 章
東部地方事務所	沖田 二郎
東部地方事務所	山内 敬
東部地方事務所	片岡 辰雄
東部地方事務所	奥田 端津雄
東部地方事務所	高木 恵治
八頭地方事務所	岡村 惠太郎
八頭地方事務所	入江 哲治
八頭地方事務所	小林 松代

中部県稅事務所	岩美地方事務所	八頭地方事務所	氣高地方事務所	鳥取保健所	積善学園	兒童課	世話課	八頭地方事務所	統計課	氣高地方事務所	田中賢二
東伯地方事務所	岩美地方事務所	八頭地方事務所	氣高地方事務所	鳥取保健所	積善学園	兒童課	世話課	八頭地方事務所	統計課	氣高地方事務所	堀明
右近和天	大野正治	宮尾重治	田中信治	岡垣奏	山本國夫	谷口俊男	内田幸治	小泉洋	福田正昭	泡田宗利	沢田競美
坂西泰正	中村誠	森反実	右近和天	大野正治	宮尾重治	田中信治	岡垣奏	山本國夫	谷口俊男	内田幸治	小泉洋
西部県稅事務所	西伯地方事務所	氣高地方事務所	吉村一雄	石岩雅好	熊谷弘	仲倉郁	渡辺香	楠主稅	市場輝政	小谷愿	石鹿露
林原隣緒	畑中小太郎	吉村一雄	石岩雅好	熊谷弘	仲倉郁	渡辺香	楠主稅	市場輝政	小谷愿	石鹿露	沖江勝人
米山正男	渡喜四郎	小林丈七	前田栄重	岡崎清	米原幸正	岡崎清	米原幸正	岡崎清	米原幸正	岡崎清	岡崎清

福岡昇	田中重宜	兒玉富保	岡崎進	大田美男	田村澄子	井上三郎	河合茂樹	恩田憲治	藤近雄	梅林定夫	浦部義郎	古川勇	坪倉徹夫	井上益治	牧田忠	田中実	野坂智賀雄
厚生課	中央兒童相談所	厚生課	岩美地方事務所	八頭地方事務所	兒童課	氣高地方事務所	西伯地方事務所	鳥取縣稅事務所	獎德學校(昇任)獎德學校	鳥取保健所	氣高地方事務所	八頭地方事務所	公衆衛生課	倉吉保健所	統計課	氣高地方事務所	岡田輝己
草刈武雄	西垣千代治	大岩利雄	宮脇操	山崎誼	岡本美代子	脇尾英三	判沢勇	渡瀨礼市	景山三男	石亀好治	田中清吉	森田東明	米沢彌一郎	森反栄	井上道夫	岡田輝己	岡田輝己
厚生課	中央兒童相談所	厚生課	岩美地方事務所	八頭地方事務所	兒童課	氣高地方事務所	西伯地方事務所	鳥取縣稅事務所	獎德學校(昇任)獎德學校	鳥取保健所	氣高地方事務所	八頭地方事務所	公衆衛生課	倉吉保健所	統計課	氣高地方事務所	岡田輝己
厚生課	中央兒童相談所	厚生課	岩美地方事務所	八頭地方事務所	兒童課	氣高地方事務所	西伯地方事務所	鳥取縣稅事務所	獎德學校(昇任)獎德學校	鳥取保健所	氣高地方事務所	八頭地方事務所	公衆衛生課	倉吉保健所	統計課	氣高地方事務所	岡田輝己

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 發
鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町 取 縣 印 所 縣

官庁、会社、学校、団体、法制研究者必讀

鳥取県公報

鳥取県公報を御存知ですか。
本県においては県民の皆様の日常生活に
関係ある重要な条例、規則、規程等をこの
公報に登載して公布しております。
国に官報、県に公報あり、是非公報を讀み
ませう。

定期発行日 毎週火、金曜日

講讀料（実費）一箇月100円 一箇年1,200円

申込先 鳥取県総務部総務課